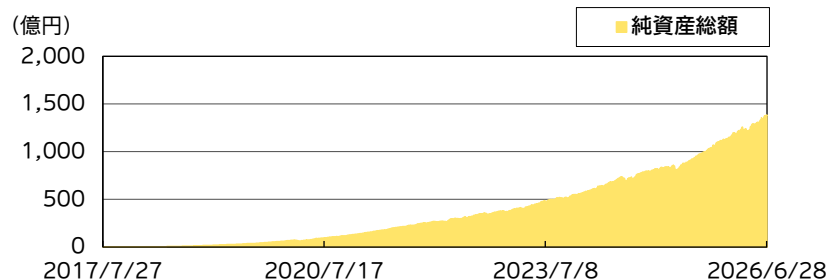
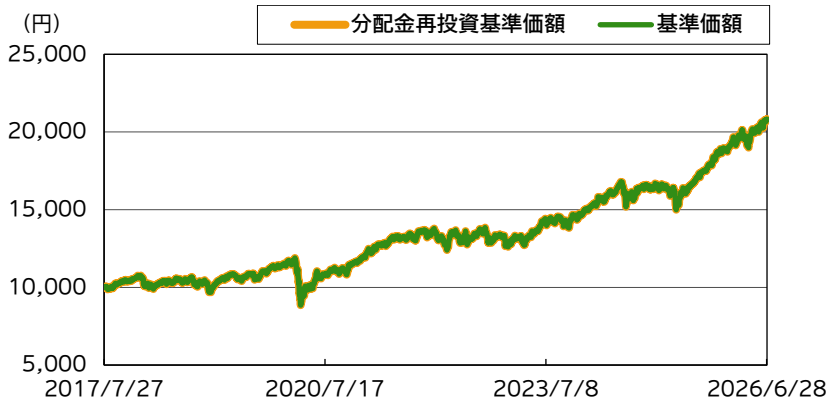


**運用実績**
**運用実績の推移**

(設定日:2017年7月28日)



※基準価額は、信託報酬控除後の価額です。設定前営業日を10,000円として指数化しています。なお、信託報酬率は「ファンドの費用」をご覧ください。  
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

**基準価額・純資産総額**

|            | 当月末     | 前月末     |
|------------|---------|---------|
| 基準価額(円)    | 20,824  | 20,508  |
| 純資産総額(百万円) | 138,534 | 133,401 |

※基準価額は、1万口当たり。

|       | 基準価額(円) | 基準日        |
|-------|---------|------------|
| 設定来高値 | 20,824  | 2026/06/30 |
| 設定来安値 | 8,854   | 2020/03/19 |

※同一の基準価額が複数ある場合、直近の日付を表示しています。

**騰落率(税引前分配金再投資) (%)**

|     |       |
|-----|-------|
| 1ヵ月 | 1.5   |
| 3ヵ月 | 9.6   |
| 6ヵ月 | 9.1   |
| 1年  | 24.6  |
| 3年  | 45.4  |
| 5年  | 57.5  |
| 10年 | -     |
| 設定来 | 108.2 |

※騰落率は、税引前の分配金を再投資したものととして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。  
※各期間は、基準日から過去に遡っています。また、設定来の騰落率については、設定当初の投資元本を基に計算しています。

**分配金の実績(税引前)(直近3年分)**

| 期        | 決算日        | 分配金(円) |
|----------|------------|--------|
| 第7期      | 2023/10/12 | 0      |
| 第8期      | 2024/10/15 | 0      |
| 第9期      | 2025/10/14 | 0      |
| 設定来累計分配金 |            | 0      |

※分配金は、1万口当たりの金額です。  
※分配金は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

**たわらノーロード バランス(8資産均等型)**
**ポートフォリオ構成 (%)**

|                             |      |
|-----------------------------|------|
| 国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド | 12.4 |
| 国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド       | 11.6 |
| 外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド       | 12.5 |
| 外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド       | 12.2 |
| エマージング株式パッシブ・マザーファンド        | 13.5 |
| エマージング債券パッシブ・マザーファンド        | 12.2 |
| J-REITインデックスファンド・マザーファンド    | 12.3 |
| 外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド     | 12.6 |
| 現金等                         | 0.6  |

※組入比率は、純資産総額に対する割合です。

※現金等の中には未払金等が含まれるため、比率が一時的にマイナスとなる場合があります。

**基準価額変動の要因分析(前月末比) (円)**

|              |     |
|--------------|-----|
| 国内株式         | 26  |
| 国内債券         | -0  |
| 先進国株式(除く日本)  | 16  |
| 先進国債券(除く日本)  | 40  |
| 新興国株式        | 24  |
| 新興国債券        | 75  |
| 国内リート        | 6   |
| 先進国リート(除く日本) | 128 |
| 小計           | 316 |
| 信託報酬         | -3  |
| その他要因        | 3   |
| 分配金          | 0   |
| 合計           | 316 |

※要因分析は、組入資産の値動き等が基準価額に与えた影響等をご理解いただくために簡便的に計算した概算値であり、その完全性、正確性を保証するものではありません。

国内株式：国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド

国内債券：国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

先進国株式(除く日本)：外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

先進国債券(除く日本)：外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

新興国株式：エマージング株式パッシブ・マザーファンド

新興国債券：エマージング債券パッシブ・マザーファンド

国内リート：J-REITインデックスファンド・マザーファンド

先進国リート(除く日本)：外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

**組入上位10通貨 (%)**

|    | 通貨         | 組入比率 |
|----|------------|------|
| 1  | USドル       | 37.1 |
| 2  | 日本円        | 35.5 |
| 3  | ユーロ        | 5.1  |
| 4  | 台湾ドル       | 3.5  |
| 5  | 韓国ウォン      | 3.2  |
| 6  | 香港ドル       | 2.1  |
| 7  | オフショア・人民元  | 2.0  |
| 8  | イギリス・ポンド   | 1.6  |
| 9  | インド・ルピー    | 1.5  |
| 10 | オーストラリア・ドル | 1.2  |

※組入比率は、純資産総額に対する実質的な割合です。

**たわらノーロード バランス(8資産均等型)**
**各マザーファンドおよび各ベンチマークの騰落率 (%)**

|                                                                   | 1ヵ月 | 3ヵ月  | 6ヵ月  | 1年   | 3年    | 5年    | 10年   | 設定来   |
|-------------------------------------------------------------------|-----|------|------|------|-------|-------|-------|-------|
| 国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド                                       | 1.0 | 14.4 | 18.6 | 43.3 | 87.3  | 132.2 | 305.5 | 205.0 |
| 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)                                               | 1.1 | 14.4 | 18.6 | 43.3 | 87.3  | 132.1 | 305.5 | 204.9 |
| 国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド                                             | 0.0 | -1.2 | -2.8 | -6.3 | -13.2 | -15.6 | -16.8 | -13.8 |
| NOMURA-BPI総合                                                      | 0.0 | -1.2 | -2.8 | -6.3 | -13.2 | -15.6 | -16.8 | -13.7 |
| 外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド                                             | 0.7 | 17.5 | 11.9 | 35.3 | 91.9  | 154.3 | 470.7 | 329.4 |
| MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)                              | 0.7 | 17.6 | 12.0 | 35.6 | 93.5  | 157.8 | 486.8 | 340.2 |
| 外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド                                             | 1.6 | 3.1  | 3.9  | 14.6 | 26.5  | 36.4  | 66.3  | 54.3  |
| FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース、為替ヘッジなし)                                 | 1.7 | 3.1  | 4.0  | 14.8 | 26.6  | 36.6  | 66.9  | 54.8  |
| エマージング株式パッシブ・マザーファンド                                              | 0.9 | 23.5 | 27.4 | 58.7 | 105.6 | 101.8 | 288.0 | 170.6 |
| MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)                      | 1.1 | 23.6 | 27.7 | 59.5 | 110.2 | 110.3 | 331.5 | 198.3 |
| エマージング債券パッシブ・マザーファンド                                              | 3.1 | 5.2  | 5.4  | 20.9 | 33.0  | 33.3  | 73.0  | 56.4  |
| JPMorgan Emerging Markets Bond Index Asia Pacific(円換算ベース、為替ヘッジなし) | 2.6 | 6.1  | 7.3  | 23.1 | 50.1  | 50.6  | 89.3  | 68.2  |
| J-REITインデックスファンド・マザーファンド                                          | 0.1 | -1.3 | -8.2 | 6.4  | 11.7  | 4.4   | 47.3  | 53.2  |
| 東証REIT指数(配当込み)                                                    | 0.2 | -1.3 | -8.2 | 6.4  | 11.6  | 4.3   | 47.8  | 54.0  |
| 外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド                                           | 5.2 | 16.9 | 19.3 | 34.1 | 57.6  | 81.6  | 155.0 | 131.7 |
| S&P 先進国 REITインデックス(除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)                      | 5.3 | 17.2 | 19.7 | 34.8 | 60.4  | 86.9  | 173.0 | 146.5 |

※各期間は、基準日から過去に遡っています。

※設定来は、当ファンドの設定来における各マザーファンドおよび各指数の騰落率です。

※指数についての詳細は後掲の「指数の著作権などについて」をご参照ください。

**マーケット動向****【国内株式】**

国内株式市場はやや上昇しました。堅調な米雇用統計を背景に米国で利上げ観測が高まったこと等からAI(人工知能)・半導体関連株をはじめとした米ハイテク株が下落した動きに連れて下落した後、中旬には米・イランの和平合意を受けて原油価格が急落したことを好感し、上昇しました。月後半には、世界的にAI・半導体関連株が下落するなか国内株式市場も軟調となり、月間の上昇幅を縮小しました。

**【国内債券】**

国内債券市場では、10年国債利回りは概ね横ばいとなりました。堅調な雇用統計を背景に米国で利上げ観測が高まり米金利が上昇したことや、本邦の財政拡張懸念や円安が金利上昇要因となった一方、米・イランの和平合意を受けた原油安が低下要因となり、国内の10年国債利回りは方向感に欠ける動きとなりました。

**【外国株式】**

外国株式市場は米欧ともやや軟調な動きとなりました。堅調な米雇用統計を受けて利上げ観測が高まったこと等から米欧ともAI(人工知能)・半導体関連株を中心に売られた後、米・イランの和平合意に伴う原油安が好感され、米欧とも株価は反発しました。月後半には、高値警戒感などからAI・半導体関連株が軟調に推移するなか、米欧とも上値の重い推移となりました。

**【外国債券】**

外国債券市場では、10年国債利回りは米欧とも上昇した後、低下する動きとなりました。上旬は、堅調な米雇用統計を受けて利上げ観測が高まったこと等から米欧とも金利上昇しました。中旬以降は、米・イランの和平合意による原油安とそれに伴う米欧利上げ観測の後退から米欧とも金利低下し、その後も原油が下落基調となったこと等から低下基調となりました。

**【外国リート】**

外国リート市場は上昇しました。米国で利上げ観測が高まるなか軟調となる場面がみられたものの、その後は米・イラン和平合意に伴う原油安から米長期金利が低下したことなどが好感され、外国リート市場は上昇しました。

**【国内リート】**

国内リート市場は概ね横ばいとなりました。日銀の政策対応がインフレに対して後手に回るとの懸念等が売り材料となった一方、株式市場でAI(人工知能)・半導体関連株が下落するなか、国内リートは収益や配当が安定しているといったディフェンシブ性が買い材料となりました。

**【新興国株式】**

新興国株式市場は国によってまちまちとなりました。台湾市場ではAI(人工知能)・半導体関連株を中心に売られた後に押し目買いから上昇した一方、香港市場では内需の弱さが意識されたこと等から下落するなど、まちまちの動きとなりました。

**【新興国債券】**

新興国の債券利回りはやや上昇しました。ベースとなる米国の長期金利は、利上げ観測が高まったこと等から上昇した後、原油安とそれに伴う利上げ観測の後退から低下しました。対米国債スプレッドはドル高等を背景にやや拡大する動きとなりました。

**【為替】**

ドル/円相場は、米利上げ観測の高まりなどがドル高材料となった一方、日銀の政策対応がインフレに対して後手に回るとの懸念が円安材料となり、円安ドル高の動きとなりました。ユーロは、原油安などからドルに対して下落し、対円では概ね横ばいとなりました。

※マーケット動向は、過去の実績であり将来の運用成果等をお約束するものではありません。

※当資料中の各数値については、表示桁未満の数値がある場合、原則、四捨五入して表示しています。

※当資料中の各数値等は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

## ファンドの特色

信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

### ① 主としてマザーファンド<sup>\*1\*2</sup>への投資を通じて、実質的に国内外の株式、公社債および不動産投資信託証券に投資します。

\*1 各マザーファンドは各資産クラスの代表的な指数(インデックス)に連動した投資成果をめざして運用を行います。

\*2 当ファンドが投資するマザーファンドは下記のとおりです。(以下を総称して「マザーファンド」あるいは個別に「各マザーファンド」といいます。)

| マザーファンド                      | 資産クラス        | マザーファンドが連動対象とするインデックス                              |
|------------------------------|--------------|----------------------------------------------------|
| 国内株式 パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド | 国内株式         | 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)                                |
| 国内債券 パッシブ・ファンド・マザーファンド       | 国内債券         | NOMURA-BPI 総合                                      |
| 外国株式 パッシブ・ファンド・マザーファンド       | 先進国株式(除く日本)  | MSCI コクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)              |
| 外国債券 パッシブ・ファンド・マザーファンド       | 先進国債券(除く日本)  | FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース、為替ヘッジなし)                 |
| エマージング株式 パッシブ・マザーファンド        | 新興国株式        | MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)      |
| エマージング債券 パッシブ・マザーファンド        | 新興国債券        | JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース・為替ヘッジなし) |
| J-REIT インデックスファンド・マザーファンド    | 国内リート        | 東証REIT 指数(配当込み)                                    |
| 外国リート パッシブ・ファンド・マザーファンド      | 先進国リート(除く日本) | S&P先進国REIT インデックス(除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)        |

### ② 各マザーファンドへの投資を通じた各資産クラスの配分比率は、均等とすることを目標とします。時価変動等により、資産配分比率が均等比率から一定以上乖離した場合にはリバランスすることとします。

### ③ マザーファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。

### ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

## (分配方針)

年1回の決算時(毎年10月12日(休業日の場合は翌営業日))に、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、**分配金額を決定します。**

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※ 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

## たわらノーロード バランス(8資産均等型)

## 主な投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。  
これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

## ● 資産配分リスク

投資に際して資産配分を行う場合には、一般に当該資産への資産配分の比率に応じて、投資全体の成果に影響をおよぼします。各資産(国内株式、国内債券、先進国株式、先進国債券、新興国株式、新興国債券、国内リートおよび先進国リート)の資産配分は、均等とすることを基本とし、一定範囲内の変動に抑えます。

この資産配分が当ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、収益率の悪い資産への配分が大きい場合、複数または全ての資産価値が下落する場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

## ● 株価変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け変動します。株式市場や当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

## ● 金利変動リスク

金利の変動は、公社債等の価格に影響をおよぼします。金利変動は、公社債・株式・リートなどの各資産への投資の相対的魅力度を変化させるため、金利変動により各資産の市場の間で資金移動が起こる場合があります。当ファンドの基準価額を下落させる要因となる可能性があります。

## ● 不動産投資信託証券(リート)の価格変動リスク

リーートの価格は、リートが投資対象とする不動産等の価値、当該不動産等による賃貸収入の増減、不動産市況の変動、景気や株式市況等の動向、関係法令・規制等の変更などの影響を受けます。また、老朽化・災害などの発生による保有不動産の滅失・損壊等が発生する可能性があります。当ファンドが実質的に投資するリーートの市場価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

## ● 為替変動リスク

為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。組入外貨建資産について原則として為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも基準価額が下がる可能性があります。

## ● 信用リスク

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが実質的に投資する株式・債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、当ファンドが実質的に投資するリートが収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、投資した資産の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

## ● 流動性リスク

有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等などにより、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。

## 主な投資リスク

### ● カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。当ファンドが実質的に投資を行う新興国の通貨や株式、債券の発行者が属する国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化などが為替市場や株式、債券市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制などの種々な規制の導入や政策の変更等の要因も為替市場や株式、債券市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

**お申込みメモ**

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位               | 販売会社が定める単位(当初元本1口＝1円)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 信託期間 | 無期限(2017年7月28日設定)                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 購入価額               | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 繰上償還 | <p>次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合</li> <li>・ 受益権口数が10億口を下回ることとなった場合</li> <li>・ マザーファンドのベンチマークである対象インデックスが改廃された場合</li> <li>・ やむを得ない事情が発生した場合</li> </ul>                                            |
| 購入代金               | 販売会社が定める期日までにお支払いください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 換金単位               | 販売会社が定める単位                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 換金価額               | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 換金代金               | 原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 決算日  | 毎年10月12日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 申込締切時間             | 原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                                                                                                            | 収益分配 | <p>年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。</p> <p>※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。</p>                                                                                                                                                        |
| 購入・換金申込不可日         | <p>以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ニューヨーク証券取引所の休業日</li> <li>・ ロンドン証券取引所の休業日</li> <li>・ フランクフルト証券取引所の休業日</li> <li>・ 香港証券取引所の休業日</li> <li>・ 韓国取引所の休業日</li> <li>・ ニューヨークの銀行の休業日</li> <li>・ ロンドンの銀行の休業日</li> <li>・ フランクフルトの銀行の休業日</li> <li>・ 香港の銀行の休業日</li> <li>・ 韓国の銀行の休業日</li> </ul> | 課税関係 | <p>課税上は株式投資信託として取り扱われます。</p> <p>原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。</p> <p>当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」および「つみたて投資枠(特定累積投資勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</p> <p>※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となる場合があります。</p> |
| 換金制限               | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。                                                                                                                                                                                                                                                                                             | その他  | 確定拠出年金制度による購入のお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。                                                                                                                                                                                                                       |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

**たわらノーロード バランス(8資産均等型)**
**ファンドの費用**

以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。  
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

**● 投資者が直接的に負担する費用**

|         |        |
|---------|--------|
| 購入時手数料  | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |

**● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用**

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬) | <p>以下により計算される<b>①と②の合計額</b>とします。<br/>ただし、①により計算される額(税抜)と②により計算される額(税抜)の合計額は、各計算期間においてファンドの純資産総額に対して年率0.75%(税抜)を乗じて得た額を超えないものとします。</p> <p>①ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.143%(税抜0.13%)以内の率*を乗じて得た額<br/>* 2026年1月15日現在は、<b>年率0.143%(税抜0.13%)</b>になります。</p> <p>②投資対象とするマザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの品賃料のうちファンドに属するとみなした額に55%(税抜50%)未満の率*を乗じて得た額<br/>* 2026年1月15日現在は、<b>品賃料の49.5%(税抜45%)以内</b>になります。委託会社と受託会社が受け取る品賃料の配分は1:1の割合となります。<br/>品賃料はファンドの収益として計上され、その収益の一部を委託会社と受託会社が運用管理費用(信託報酬)として受け取ります。</p> |
| その他の費用・手数料       | <p>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料</li> <li>・ 信託事務の処理に要する諸費用</li> <li>・ 外国での資産の保管等に要する費用</li> <li>・ 監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等</li> </ul> <p>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>                                                                                                                                                                                                 |

※上場不動産投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託(リート)の費用は表示しておりません。

**たわらノーロード バランス(8資産均等型)****投資信託に関する留意点**

投資信託は、

- 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。  
加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

**当資料のお取扱いについてのご注意**

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
  - お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。ご自身でご判断ください。
  - 投資信託は、株式や債券等の値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
  - 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
  - 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- ◆収益分配金に関する留意事項◆
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
  - 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
  - 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することとなります。

**委託会社およびファンドの関係法人**

＜委託会社＞アセットマネジメントOne株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号  
加入協会:一般社団法人資産運用業協会  
＜受託会社＞みずほ信託銀行株式会社  
＜販売会社＞販売会社一覧をご覧ください。

**委託会社の照会先**

アセットマネジメントOne株式会社  
コールセンター 0120-104-694  
(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)  
ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

**たわらノーロード バランス(8資産均等型)**

販売会社一覧（お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

○印は協会への加入を意味します。

2026年7月9日現在

| 商号                   | 登録番号等                     | 日本証券協会 | 一般社団法人<br>資産運用業協会 | 一般社団法人<br>金融先物取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商品取引業協会 | 備考 |
|----------------------|---------------------------|--------|-------------------|---------------------|------------------------|----|
| 株式会社みずほ銀行            | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号      | ○      |                   | ○                   | ○                      |    |
| 株式会社三菱UFJ銀行          | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号      | ○      |                   | ○                   | ○                      |    |
| ソニー銀行株式会社 ※4         | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第578号    | ○      |                   | ○                   | ○                      |    |
| 株式会社足利銀行             | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第43号     | ○      |                   | ○                   |                        |    |
| 株式会社常陽銀行             | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第45号     | ○      |                   | ○                   |                        |    |
| 株式会社千葉銀行             | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第39号     | ○      |                   | ○                   |                        |    |
| 株式会社千葉興業銀行           | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第40号     | ○      |                   |                     |                        |    |
| 株式会社北陸銀行             | 登録金融機関 北陸財務局長(登金)第3号      | ○      |                   | ○                   |                        |    |
| 株式会社富山銀行             | 登録金融機関 北陸財務局長(登金)第1号      | ○      |                   |                     |                        |    |
| スルガ銀行株式会社            | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第8号      | ○      |                   |                     |                        |    |
| 株式会社十六銀行             | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第7号      | ○      |                   | ○                   |                        |    |
| 株式会社三十三銀行            | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第16号     | ○      |                   |                     |                        |    |
| 株式会社池田泉州銀行           | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第6号      | ○      |                   | ○                   |                        |    |
| 株式会社筑邦銀行             | 登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第5号     | ○      |                   |                     |                        |    |
| 株式会社十八親和銀行           | 登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第3号     | ○      |                   |                     |                        |    |
| 株式会社肥後銀行             | 登録金融機関 九州財務局長(登金)第3号      | ○      |                   |                     |                        |    |
| 株式会社鹿児島銀行            | 登録金融機関 九州財務局長(登金)第2号      | ○      |                   |                     |                        |    |
| 株式会社北洋銀行             | 登録金融機関 北海道財務局長(登金)第3号     | ○      |                   | ○                   |                        |    |
| 株式会社北日本銀行            | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第14号     | ○      |                   |                     |                        |    |
| 株式会社栃木銀行             | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第57号     | ○      |                   |                     |                        |    |
| 株式会社京葉銀行             | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第56号     | ○      |                   |                     |                        |    |
| 株式会社神奈川銀行            | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第55号     | ○      |                   |                     |                        |    |
| 株式会社愛媛銀行             | 登録金融機関 四国財務局長(登金)第6号      | ○      |                   |                     |                        |    |
| 株式会社沖縄海邦銀行           | 登録金融機関 沖縄総合事務局長(登金)第3号    | ○      |                   |                     |                        |    |
| 第一勧業信用組合             | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第278号    | ○      |                   |                     |                        |    |
| 近畿産業信用組合             | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第270号    | ○      |                   |                     |                        |    |
| 第一生命保険株式会社           | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第657号    | ○      | ○                 |                     |                        |    |
| アイザワ証券株式会社           | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3283号 | ○      | ○                 |                     | ○                      |    |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社 ※4 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号   | ○      | ○                 | ○                   |                        |    |
| 池田泉州TT証券株式会社         | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第370号  | ○      |                   |                     |                        |    |
| 株式会社SBI証券 ※4         | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号   | ○      | ○                 | ○                   | ○                      |    |
| 岡三証券株式会社             | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号   | ○      | ○                 | ○                   | ○                      |    |
| 長野證券株式会社             | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第125号  | ○      | ○                 |                     |                        |    |
| 九州FG証券株式会社           | 金融商品取引業者 九州財務局長(金商)第18号   | ○      |                   |                     |                        |    |
| あかつき証券株式会社           | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第67号   | ○      | ○                 |                     |                        |    |
| 岩井コスモ証券株式会社          | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第15号   | ○      | ○                 | ○                   |                        |    |
| みずほ証券株式会社 ※4         | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号   | ○      | ○                 | ○                   | ○                      |    |
| 北洋証券株式会社             | 金融商品取引業者 北海道財務局長(金商)第1号   | ○      |                   |                     |                        |    |
| ちばぎん証券株式会社           | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第114号  | ○      |                   |                     |                        |    |
| 楽天証券株式会社 ※4          | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号  | ○      | ○                 | ○                   | ○                      |    |
| 東武証券株式会社             | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第120号  | ○      |                   |                     |                        |    |

**たわらノーロード バランス(8資産均等型)**

| 商号             | 登録番号等                     | 日本証券業協会 | 一般社団法人資産運用業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | 備考 |
|----------------|---------------------------|---------|---------------|-----------------|--------------------|----|
| moomoo証券株式会社   | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3335号 | ○       | ○             |                 |                    |    |
| 西村証券株式会社       | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第26号   | ○       |               |                 |                    |    |
| SMBC日興証券株式会社   | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号 | ○       | ○             | ○               | ○                  |    |
| マネックス証券株式会社 ※4 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号  | ○       | ○             | ○               | ○                  |    |
| 日産証券株式会社       | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第131号  | ○       |               | ○               | ○                  |    |
| 松井証券株式会社       | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号  | ○       |               | ○               |                    |    |
| 水戸証券株式会社       | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号  | ○       | ○             |                 |                    |    |
| PayPay証券株式会社   | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2883号 | ○       |               |                 |                    |    |
| 株式会社証券ジャパン     | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号  | ○       | ○             |                 |                    | ※1 |
| 野村證券株式会社 ※4    | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号  | ○       | ○             | ○               | ○                  | ※1 |

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

●販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

●つみたて投資枠(特定累積投資勘定)の対象となる場合があります。詳しくは各販売会社にお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

※4 一般社団法人日本STO協会にも加入しています。

(原則、金融機関コード順)

**たわらノーロード バランス(8資産均等型)**

販売会社一覧（お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

以下は取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。

○印は協会への加入を意味します。

2026年7月9日現在

| 商号        | 登録番号等                  | 日本証券業協会 | 一般社団法人資産運用業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | 備考 |
|-----------|------------------------|---------|---------------|-----------------|--------------------|----|
| 北海道信用金庫   | 登録金融機関 北海道財務局長(登金)第19号 |         |               |                 |                    |    |
| 北門信用金庫    | 登録金融機関 北海道財務局長(登金)第31号 |         |               |                 |                    |    |
| 旭川信用金庫    | 登録金融機関 北海道財務局長(登金)第5号  |         |               |                 |                    |    |
| 稚内信用金庫    | 登録金融機関 北海道財務局長(登金)第37号 |         |               |                 |                    |    |
| 留萌信用金庫    | 登録金融機関 北海道財務局長(登金)第36号 |         |               |                 |                    |    |
| 帯広信用金庫    | 登録金融機関 北海道財務局長(登金)第15号 |         |               |                 |                    |    |
| 大地みらい信用金庫 | 登録金融機関 北海道財務局長(登金)第26号 |         |               |                 |                    |    |
| 青い森信用金庫   | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第47号  |         |               |                 |                    |    |
| 秋田信用金庫    | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第22号  |         |               |                 |                    |    |
| 山形信用金庫    | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第55号  |         |               |                 |                    |    |
| 鶴岡信用金庫    | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第41号  |         |               |                 |                    |    |
| 杜の都信用金庫   | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第39号  |         |               |                 |                    |    |
| 宮城第一信用金庫  | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第52号  |         |               |                 |                    |    |
| 石巻信用金庫    | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第25号  |         |               |                 |                    |    |
| 会津信用金庫    | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第20号  |         |               |                 |                    |    |
| 郡山信用金庫    | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第31号  |         |               |                 |                    |    |
| 白河信用金庫    | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第36号  |         |               |                 |                    |    |
| 須賀川信用金庫   | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第38号  |         |               |                 |                    |    |
| ひまわり信用金庫  | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第49号  |         |               |                 |                    |    |
| あぶくま信用金庫  | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第24号  |         |               |                 |                    |    |
| 二本松信用金庫   | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第46号  |         |               |                 |                    |    |
| 福島信用金庫    | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第50号  |         |               |                 |                    |    |
| 高崎信用金庫    | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第237号 |         |               |                 |                    |    |
| 桐生信用金庫    | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第234号 |         |               |                 |                    |    |
| アイオー信用金庫  | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第230号 |         |               |                 |                    |    |
| 利根郡信用金庫   | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第240号 |         |               |                 |                    |    |
| 北群馬信用金庫   | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第233号 |         |               |                 |                    |    |
| しのめ信用金庫   | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第232号 |         |               |                 |                    |    |
| 栃木信用金庫    | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第224号 |         |               |                 |                    |    |
| 佐野信用金庫    | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第223号 |         |               |                 |                    |    |
| 水戸信用金庫    | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第227号 |         |               |                 |                    |    |
| 結城信用金庫    | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第228号 |         |               |                 |                    |    |
| 青木信用金庫    | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第199号 |         |               |                 |                    |    |
| 千葉信用金庫    | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第208号 |         |               |                 |                    |    |
| 横浜信用金庫    | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第198号 | ○       |               |                 |                    |    |
| 川崎信用金庫    | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第190号 | ○       |               |                 |                    |    |
| 平塚信用金庫    | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第196号 |         |               |                 |                    |    |
| さがみ信用金庫   | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第191号 |         |               |                 |                    |    |
| 朝日信用金庫    | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第143号 | ○       |               |                 |                    |    |
| さわやか信用金庫  | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第173号 | ○       |               |                 |                    |    |
| 芝信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第158号 |         |               |                 |                    |    |

**たわらノーロード バランス(8資産均等型)**

| 商号         | 登録番号等                  | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>資産運用業協会 | 一般社団法人<br>金融先物取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商品取引業協会 | 備考 |
|------------|------------------------|---------|-------------------|---------------------|------------------------|----|
| 東京東信用金庫    | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第179号 | ○       |                   |                     |                        |    |
| 東栄信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第172号 |         |                   |                     |                        |    |
| 亀有信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第149号 |         |                   |                     |                        |    |
| 足立成和信用金庫   | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第144号 |         |                   |                     |                        |    |
| 西武信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第162号 | ○       |                   |                     |                        |    |
| 東京信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第176号 | ○       |                   |                     |                        |    |
| 城北信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第147号 | ○       |                   |                     |                        |    |
| 瀧野川信用金庫    | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第168号 |         |                   |                     |                        |    |
| 新潟信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第249号 |         |                   |                     |                        |    |
| 三条信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第244号 |         |                   |                     |                        |    |
| 柏崎信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第242号 |         |                   |                     |                        |    |
| 新井信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第241号 |         |                   |                     |                        |    |
| 甲府信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第215号 |         |                   |                     |                        |    |
| 長野信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第256号 | ○       |                   |                     |                        |    |
| 松本信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第257号 |         |                   |                     |                        |    |
| 上田信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第254号 |         |                   |                     |                        |    |
| 諏訪信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第255号 |         |                   |                     |                        |    |
| 飯田信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第252号 |         |                   |                     |                        |    |
| アルプス中央信用金庫 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第251号 |         |                   |                     |                        |    |
| 富山信用金庫     | 登録金融機関 北陸財務局長(登金)第27号  |         |                   |                     |                        |    |
| 金沢信用金庫     | 登録金融機関 北陸財務局長(登金)第15号  | ○       |                   |                     |                        |    |
| のと共栄信用金庫   | 登録金融機関 北陸財務局長(登金)第30号  |         |                   |                     |                        |    |
| はくさん信用金庫   | 登録金融機関 北陸財務局長(登金)第35号  |         |                   |                     |                        |    |
| 興能信用金庫     | 登録金融機関 北陸財務局長(登金)第19号  |         |                   |                     |                        |    |
| 福井信用金庫     | 登録金融機関 北陸財務局長(登金)第32号  |         |                   |                     |                        |    |
| 敦賀信用金庫     | 登録金融機関 北陸財務局長(登金)第24号  |         |                   |                     |                        |    |
| 越前信用金庫     | 登録金融機関 北陸財務局長(登金)第12号  |         |                   |                     |                        |    |
| しずおか焼津信用金庫 | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第38号  |         |                   |                     |                        |    |
| 静岡信用金庫     | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第43号  |         |                   |                     |                        |    |
| 浜松磐田信用金庫   | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第61号  |         |                   |                     |                        |    |
| 沼津信用金庫     | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第59号  |         |                   |                     |                        |    |
| 三島信用金庫     | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第68号  |         |                   |                     |                        |    |
| 富士宮信用金庫    | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第65号  |         |                   |                     |                        |    |
| 富士信用金庫     | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第64号  |         |                   |                     |                        |    |
| 遠州信用金庫     | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第28号  |         |                   |                     |                        |    |
| 岐阜信用金庫     | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第35号  | ○       |                   |                     |                        |    |
| 大垣西濃信用金庫   | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第29号  |         |                   |                     |                        |    |
| 高山信用金庫     | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第47号  |         |                   |                     |                        |    |
| 東濃信用金庫     | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第53号  | ○       |                   |                     |                        |    |
| 関信用金庫      | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第45号  |         |                   |                     |                        |    |
| 八幡信用金庫     | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第60号  |         |                   |                     |                        |    |
| 豊橋信用金庫     | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第56号  |         |                   |                     |                        |    |
| 半田信用金庫     | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第62号  |         |                   |                     |                        |    |
| 知多信用金庫     | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第48号  |         |                   |                     |                        |    |
| 豊川信用金庫     | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第54号  |         |                   |                     |                        |    |
| 豊田信用金庫     | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第55号  | ○       |                   |                     |                        |    |

**たわらノーロード バランス(8資産均等型)**

| 商号        | 登録番号等                  | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>資産運用業協会 | 一般社団法人<br>金融先物取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商品取引業協会 | 備考 |
|-----------|------------------------|---------|-------------------|---------------------|------------------------|----|
| 西尾信用金庫    | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第58号  | ○       |                   |                     |                        |    |
| 蒲郡信用金庫    | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第32号  |         |                   |                     |                        |    |
| 尾西信用金庫    | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第63号  |         |                   |                     |                        |    |
| 東春信用金庫    | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第52号  |         |                   |                     |                        |    |
| 北伊勢上野信用金庫 | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第34号  |         |                   |                     |                        |    |
| 桑名三重信用金庫  | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第37号  |         |                   |                     |                        |    |
| 滋賀中央信用金庫  | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第79号  |         |                   |                     |                        |    |
| 長浜信用金庫    | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第69号  |         |                   |                     |                        |    |
| 湖東信用金庫    | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第57号  |         |                   |                     |                        |    |
| 京都信用金庫    | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第52号  | ○       |                   |                     |                        |    |
| 京都中央信用金庫  | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第53号  | ○       |                   |                     |                        |    |
| 京都北都信用金庫  | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第54号  |         |                   |                     |                        |    |
| 大阪信用金庫    | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第45号  |         |                   |                     |                        |    |
| 大阪シティ信用金庫 | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第47号  | ○       |                   |                     |                        |    |
| 永和信用金庫    | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第43号  |         |                   |                     |                        |    |
| 北おおさか信用金庫 | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第58号  |         |                   |                     |                        |    |
| 奈良信用金庫    | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第71号  | ○       |                   |                     |                        |    |
| 大和信用金庫    | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第88号  | ○       |                   |                     |                        |    |
| 奈良中央信用金庫  | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第72号  |         |                   |                     |                        |    |
| きのくに信用金庫  | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第51号  |         |                   |                     |                        |    |
| 姫路信用金庫    | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第80号  | ○       |                   |                     |                        |    |
| 播州信用金庫    | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第76号  | ○       |                   |                     |                        |    |
| 兵庫信用金庫    | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第81号  | ○       |                   |                     |                        |    |
| 尼崎信用金庫    | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第39号  | ○       |                   |                     |                        |    |
| 但馬信用金庫    | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第67号  |         |                   |                     |                        |    |
| 西兵庫信用金庫   | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第73号  |         |                   |                     |                        |    |
| 鳥取信用金庫    | 登録金融機関 中国財務局長(登金)第35号  |         |                   |                     |                        |    |
| しまね信用金庫   | 登録金融機関 中国財務局長(登金)第27号  |         |                   |                     |                        |    |
| 水島信用金庫    | 登録金融機関 中国財務局長(登金)第48号  |         |                   |                     |                        |    |
| 津山信用金庫    | 登録金融機関 中国財務局長(登金)第32号  |         |                   |                     |                        |    |
| 玉島信用金庫    | 登録金融機関 中国財務局長(登金)第30号  |         |                   |                     |                        |    |
| 備北信用金庫    | 登録金融機関 中国財務局長(登金)第43号  |         |                   |                     |                        |    |
| 吉備信用金庫    | 登録金融機関 中国財務局長(登金)第22号  |         |                   |                     |                        |    |
| 備前日生信用金庫  | 登録金融機関 中国財務局長(登金)第40号  |         |                   |                     |                        |    |
| 広島信用金庫    | 登録金融機関 中国財務局長(登金)第44号  | ○       |                   |                     |                        |    |
| 呉信用金庫     | 登録金融機関 中国財務局長(登金)第25号  |         |                   |                     |                        |    |
| 西中国信用金庫   | 登録金融機関 中国財務局長(登金)第29号  |         |                   |                     |                        |    |
| 高松信用金庫    | 登録金融機関 四国財務局長(登金)第20号  |         |                   |                     |                        |    |
| 観音寺信用金庫   | 登録金融機関 四国財務局長(登金)第17号  |         |                   |                     |                        |    |
| 愛媛信用金庫    | 登録金融機関 四国財務局長(登金)第15号  |         |                   |                     |                        |    |
| 幡多信用金庫    | 登録金融機関 四国財務局長(登金)第24号  |         |                   |                     |                        |    |
| 福岡ひびき信用金庫 | 登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第24号 | ○       |                   |                     |                        |    |
| 大牟田柳川信用金庫 | 登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第20号 |         |                   |                     |                        |    |
| 飯塚信用金庫    | 登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第16号 |         |                   |                     |                        |    |
| 速賀信用金庫    | 登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第21号 |         |                   |                     |                        |    |
| 佐賀信用金庫    | 登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第25号 |         |                   |                     |                        |    |

**たわらノーロード バランス(8資産均等型)**

| 商号                                  | 登録番号等                  | 日本証券業協会 | 一般社団法人資産運用業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | 備考 |
|-------------------------------------|------------------------|---------|---------------|-----------------|--------------------|----|
| 伊万里信用金庫                             | 登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第18号 |         |               |                 |                    |    |
| 高鍋信用金庫                              | 登録金融機関 九州財務局長(登金)第28号  |         |               |                 |                    |    |
| 鹿児島信用金庫                             | 登録金融機関 九州財務局長(登金)第25号  |         |               |                 |                    |    |
| 鹿児島相互信用金庫                           | 登録金融機関 九州財務局長(登金)第26号  |         |               |                 |                    |    |
| 株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)   | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号  | ○       |               | ○               |                    |    |
| 株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)   | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号 | ○       |               |                 |                    |    |
| 株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社) | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号  | ○       |               | ○               |                    |    |

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合がありますため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

●販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

●つみたて投資枠(特定累積投資勘定)の対象となる場合があります。詳しくは各販売会社にお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

※4 一般社団法人日本STO協会にも加入しています。

(原則、金融機関コード順)

**指数の著作権などについて**

東証株価指数(TOPIX)の指数値および東証株価指数(TOPIX)にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。

NOMURA-BPI総合の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

MSCI コクサイ・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

東証REIT指数の指数値および東証REIT指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウおよび東証REIT指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。

S&P 先進国 REITインデックスはS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJI」)の商品であり、これの使用ライセンスがアセットマネジメントOne株式会社(以下「アセットマネジメントOne」)に付与されています。S&P®、S&P 500®、US 500、The 500、iBoxx®、iTraxx®およびCDX®は、S&P Global, Inc.またはその関連会社(「S&P」)の商標です。Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJIに付与されており、アセットマネジメントOneにより一定の目的でサブライセンスされています。本商品は、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によって後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなくこれらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P 先進国 REITインデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。